

2005年9月15日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

農業行政の調査及び企画並びに農業振興対策事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2005年7月14日付けで諮問（第149号）された農業行政の調査及び企画並びに農業振興対策事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものからの収集の必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外利用の必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があるとは認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外利用する必要性並びに本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

市内で農業に従事している者及び農地を所有している者に対し、現在の農

業経営及び土地利用についての問題点を把握し、今後の農業経営の展望についての参考とするためアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえ直接農家を訪問し意向を聴取する予定で、農業生産班に所属する者の把握はされているが、農業に携わる全ての農家をアンケート調査の対象として、精度の高い情報を得るためには、農業生産班に属さない農家を把握する必要がある。

(2) 非生産班農家の個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

アンケート調査は、市内全ての農家を対象としており、非生産班農家へのアンケート調査が実施できないことにより、今後の都市農業の発展に向けた企画立案等の行政事務に著しい支障が生じるおそれがあることから非生産班農家の情報を本人以外のものから収集する必要がある。

(3) 非生産班農家の個人情報を目的外利用する必要性について

今後の本市の都市農業の発展に向け、農業従事者の現状と意向の把握は重要であるとともに、アンケート調査結果を基に今後の施策に反映する予定であり、そのためには非生産班農家を対象に含めることが不可欠であり、農業委員会が管理する農地基本台帳から非生産班農家についての住所・氏名を取得する方法以外に他の方法がないため、目的外に利用する必要がある。

(4) 目的外利用する課等

目的外利用させる課 農業委員会

目的外利用する課 農業水産課

(5) 対象となる個人情報及び提供方法

藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第8条第1項の規定に基づき農業水産課から農業委員会に管理情報目的外利用に係る承諾依頼をし、農業委員会が管理する農家基本台帳のうち、非生産班員約260人の住所及び氏名を農業委員会がリストを作成し紙ベースにより農業水産課が提供を受ける。

(6) 本人通知を省略する合理的理由について

本業務は、市内全ての農家に対しアンケート調査をすることを目的とし、個々の回答内容については今後の都市農業の振興施策に係る資料として活用するもので、非生産班員の個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外利用することについて、本人の不利益とはならないことから本人通知を省略したい。

(7) 個人情報の管理等について

個人情報管理責任者は農業水産課長とし、提供を受けた非生産班員リストは鍵付きキャビネットに保管する。

藤沢市個人情報の保護に関する条例を遵守し、適正な個人情報の保護措置を講じる。

(8) 実施時期

2005年9月15日以降

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

本アンケート調査は、農業従事者の現状と意向を把握し、今後の都市農業の振興施策に反映することを目的としており、農業生産班員以外の非生産班員に対するアンケート調査が実施できないことにより、農業従事者全体の正確な動向や意向に関するデータが得られない可能性があることから、最小限度の範囲において実施機関が非生産班員の個人情報をも本人以外のものから収集する必要性は認められる。

(2) 目的外利用する必要性について

市内農業従事者の現状と意向を把握し、今後の都市農業施策に反映することを目的とするアンケート調査の実施に際し、農業委員会が管理する農地基本台帳から非生産班員の個人情報を取得する以外に他の方法がないことから目的外に利用する必要性は認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外利用することに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について

ア 通知をしないことが本人の不利益となるものではないとの実施機関の説明ではあるが、単に本人への不利益性がないとの理由のみでは、条例の原則に照らし本人への通知を省略する合理的理由に乏しいものと思料する。

イ 当審議会は、条例の趣旨に鑑み自己情報のコントロール権を保障する必要があるから、アンケートを送付する際に何らかの方法で本人へ通知するよう求めるものである。

以 上